

令和6・7年度 津山市水道局建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格申請書提出要領

本年度は、一斉更新の年度で、全業者（令和4・5年度）登録業者及び新規資格申請業者）が対象になります。

1 主な申請要件

津山市総務部契約監理室（以下「契約監理室」という。）で公表されている「令和6・7年度 津山市入札参加資格申請要領（市内業者用）」の「1. 一般競争（指名競争）入札参加資格申請書が提出でき、資格者名簿に登録できる事業者」で示されている要件のほか、以下の要件が必要となります。

- (1) 建設業法第3条の規定による管工事業及び水道施設工事業の許可を受けていること。
- (2) 津山市水道局の指定給水装置工事事業者であること。
- (3) 津山市内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を設置していること。
- (4) 津山市内の6者以上で構成する5団体（津山市上下水道協会、美作上下水道協同組合、勝北上下水道協同組合、加茂上下水道協同組合、津山市久米上下水道協同組合）のうち、いずれかの団体に属し、休日・夜間の待機当番を誠実に履行すること。
- (5) 配水管技士又は配水管技能者3人以上、かつ、給水装置工事主任技術者2人以上を常勤で雇用していること。

なお、「配水管技士又は配水管技能者」と「給水装置工事主任技術者」とは、同一の者が兼ねることができます。

※ 上記「配水管技能者」は、公益社団法人日本水道協会が行う配水管工技能講習会を修了し、一般継手管及び耐震継手管の配水管技能者として配水管技能者名簿に登録された者。

2 申請書類

契約監理室に提出する申請書類一式（「津山市建設工事等一般競争（指名競争）入札参加資格申請書（建設工事用）」ほか書類一式）と同じ要領で提出してください。

- 提出書類のうち、原本の指定については契約監理室の提出要件と同じです。
- 上記申請書類のほか、水道局独自様式である「資格取得者名簿」を併せてご提出ください。
⇒ 資格取得者名簿の様式は、水道局ホームページからダウンロードできます。
- 津山市の発行する納税証明書は、税務部税制課・各支所地域振興課及び阿波出張所地域振興課で証明したもので、令和6年3月25日以降のものを提出してください。（令和6年4月1日以降に証明を受ける場合、3月末納期到来分の市税等について、納税証明を受けること。）

※ 2週間以内に納税したものに係る納税証明を請求する場合は、その領収証書又は引落記帳済通帳を、証明担当課へ持参のこと。

3 特記事項

●令和6年度の入札参加資格申請に必要な「**経営事項審査の総合評価値通知書**」については、**審査基準日が令和4年8月1日から令和5年7月31日のもの及び最新のものを添付のこと。**

有効期限は、建設業法第27条の23及び同施行規則第18条の2により、審査基準日から1年7ヶ月と定められています。有効期限切れとならないように、入札参加資格申請後も経営事項審査を受けてください。なお、有効期限が切れていると、指名や契約が出来ません。また、応札を無効とすることになるので充分注意してください。

●「資格取得者名簿」の作成要領（市にない様式で、水道局が独自に求める必須資料）

1) 資格証明の写しを必要とします。

⇒ 水道関係の資格証の写しの添付忘れに注意。

※ 有効期限の確認をするため、カード状の資格証（配水管技士資格認定証、配水管技能者登録証、水道施設管理技士登録証）の写しを添付してください。

2) 記入する資格の種類（資格区分）は、次のとおりです。

- ・ 給水装置工事主任技術者（水道法）
- ・ 配水管技士（日水協）
- ・ 配水管技能者（一般継手管）（日水協）
- ・ 配水管技能者（耐震継手管）（日水協）
- ・ 配水管技能者（大口径管）（日水協）
- ・ 1級・2級水道施設管理技士（日水協）
- ・ 1級・2級土木施工管理技士（建設業法）
- ・ 1級・2級管工事施工管理技士（建設業法）
- ・ 技術士（技術士法）

3) 資格者の顔写真を貼付してください。

⇒ 技術者の本人確認、現場でのスムーズな指示伝達のため。

（写真は、申請前6ヶ月以内のもので、白黒、カラーは問いません。デジタルカメラで撮影、プリントアウトされたものでもかまいません。）

4) 提出書類の一番上になるように綴って提出してください。

4 その他

令和6年度格付けについては、令和6年度津山市水道局建設工事等入札参加資格者格付要領をご確認ください。

5 申請書の提出先及び受付期間

【申請書の提出先】 津山市水道局 業務課 庶務係（電話0868-32-2104）

※郵送可

（ただし、令和6年4月22日（月曜日）午後5時15分までに水道局必着）

【受付期間】 **令和6年4月1日（月曜日）～4月22日（月曜日）まで**

（休日を除く執務時間中）

※ 執務時間は、午前8:30から午後5:15まで